

(報道発表資料)

令和7年1月15日

京都市保健福祉局

担当：生活福祉部保険年金課
電話：(075) 213-5861

令和6年度第2回京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会の開催

京都市では、国民健康保険事業の運営に関する協議会を設置し、保険給付や保険料をはじめとした、国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議を行っています。

この度、令和6年度第2回京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催します。

1 日 程

令和7年1月29日（水）午後2時30分～4時30分

2 場 所

京都市役所1階 本庁舎第1会議室

（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地）

3 議 題

- (1) 令和7年度京都市国民健康保険事業（案）について
- (2) 国民健康保険料の賦課限度額の改定について
- (3) その他

4 出 席 者

- (1) 京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会委員 20名（別紙のとおり）
- (2) 吉田副市長、保健福祉局長ほか

5 傍 聴

- (1) 傍聴希望者の受付は、午後2時15分から午後2時30分までとします。
- (2) 定員は10名、受付は先着順です。

【参考】 京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会について

1 設置目的

国民健康保険事業の運営の適正化を図るため、事業の運営に関する重要事項を審議する機関として、国民健康保険法第11条第2項に基づき設置されているものである。また、京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条により、市長の諮問に応じて保険給付に関すること、保険料に関すること及びその他、市長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項について審議を行うこととしている。

2 設置年月日 昭和36年4月1日

3 委員構成	被保険者代表	6人
	保険医及び保険薬剤師代表	6人
	公益代表	6人
	被用者保険等保険者代表	2人

国民健康保険法（抄）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条

- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（抄）

（所掌事項）

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 保険給付に関すること。
- (2) 保険料に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項